



消費生活センターでは

どのような相談を受けているの？

消費生活センターでは、次のような相談を受けています。

■消費生活相談

消費者と事業者とのトラブルを解決するために、公正な立場で相談を受けています。(個人間のトラブル・事業者間のトラブル・労働問題などは、原則として受け付けていません)

■多重債務相談

返済のために金融業者から借り入れを繰り返していたり、収入が減ったなどの理由から、返されない借金を抱えてしまった相談者の家計や借り入れの状況を聴き、法律の専門家を紹介しています。

■個人情報相談

事業者との個人情報に関するトラブルについて、相談を受けています。

相談件数ベスト3

第1位 運輸・通信サービス

・スマートフォンで無料のアドルト動画を見ようと18歳以上をタップしたら、9万円請求された。

・コミュニティサイトから出会い系サイトへ誘導され、ポイント代は相手が支払うと言うので高額なクレジット決済をしたが、相手から支払いがない。

第2位 金融・保険サービス

・医療費の支払いのためにクレジット会社から借り入れをしたが、返済が苦しい。
・パンフレットが届いた後で別の会社から電話があり「パン

高齢者の方は気をつけてください！

契約者の年代別件数を見ると、70歳代の方からの相談が最も多くなっています。高齢者からの相談が多いのは、つくばみらい市の特徴です。

商品分類別に相談件数を見ると、20歳未満から50歳代までの各年代の1位は、運輸・通信サービスで、中でもデジタルコンテンツ(有料サイトや出会い系サイト)に関する相談が多くなっています。

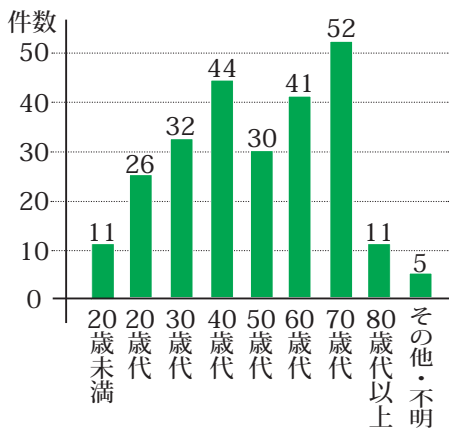
60歳代の1位は食品に関する相談で「健康食品を送るという電話が来た。頼んだ覚えはない」などの、送りつけ商法の相談が

フレットが届いた人しか買えない。代わりに買ってくれれば高く買い取る」と言われ、社債を購入したが、連絡が取れなくなった。

第3位 土地・建物・設備

・訪問販売でソーラーシステムを勧められた。初期投資分は売電で元が取れると説明されたが、本当だろうか。
・職場に投資用マンションを勧誘する電話が頻繁にある。断つてもしつこくかけてくるので困っている。

増えています。
70歳代以上では、金融・保険サービスの相談が1位で、多重債務や投資商品に関する相談が多数寄せられています。



出前講座をご利用ください

開催日時：平日の午前10時～午後4時までの2時間

講座内容：子どもから高齢者までの各ライフステージに応じた内容をご用意しています。



出前講座の様子

昨年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、さまざまな場で消費者教育を受けることができるようになりました。

これを受け、市消費生活センターではより啓発業務に力を入れ、市内の各地に出向き、積極的に出前講座を行っています。

■出前講座実施例

- 小さいお子さんがいる方向け
パパママ気をつけて！防ごう子どもの誤飲事故
- 児童・生徒・保護者向け
親子で考える 携帯・ネットトラブル
- 契約に強くなろう！
- 成人・高齢者向け
最新の消費者被害を知ろう！